

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類)

2022 年 4 月 1 日

品川リファクトリーズ株式会社

2022年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
品川リファクトリーズ株式会社
代表取締役社長 藤原 弘之

品川リファクトリーズ株式会社（以下「当社」という。）は、2021年11月4日付で帝国窯業株式会社（以下「帝国窯業」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として当社を吸収合併存続会社、帝国窯業を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。本合併に際し、会社法第801条第1項及び会社施行規則第200条の定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併の効力が生じた日
2022年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び会社法第789条の規定による手続きの経過
 - (1)吸収合併をやめることの請求
帝国窯業は当社の完全子会社でありましたので、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることに請求について、該当事項はありません。
 - (2)反対株主の株式買取請求
帝国窯業は当社の完全子会社でありましたので、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3)新株予約権買取請求
帝国窯業は新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
 - (4)債権者の異議
帝国窯業は会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年11月16日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、知られている債権者に各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1)吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法の第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。

(2)反対株主の株主買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法 797 条第 1 項の規定による株主の買取請求はできません。

(3)債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 16 付の官報および電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、当社からその資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 1 日

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別紙)

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前備置書類)

2021 年 11 月 12 日

帝国窯業株式会社

2021年11月12日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
帝国窯業株式会社
代表取締役社長 森田 明宏

帝国窯業株式会社（以下「当社」という。）は、2021年11月4日付で品川リファクトリーズ株式会社（以下「品川リファクトリーズ」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、品川リファクトリーズを吸収合併存続会社とする合併（以下「本合併」という。）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条の定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1に記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
品川リファクトリーズが当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。また、本合併による品川リファクトリーズの資本金及び準備金の額の変動はありません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は、新株予約権を発行していません。
4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
別紙2に記載のとおりです。
5. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - (1) 品川リファクトリーズ
該当事項はありません。
 - (2) 当社
該当事項はありません。
6. 吸収合併の効力発生日以後における吸収存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併以後も品川リファクトリーズの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の品川リファクトリーズの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における品川リファクトリーズの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

(別紙1)



合併契約書

品川リファクトリーズ株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番1号。以下「甲」という）と帝国窯業株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番1号。以下「乙」という）は、甲と乙の合併に関し次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際して発行する株式および合併交付金）

第2条 甲は乙の発行済み株式の全部を所有しているので、本合併に際して、株式の発行は一切行わないものとする。また、合併交付金は支払わない。

（増加すべき資本金および準備金等）

第3条 甲は本合併により変動させる資本金および準備金等の金額を次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) 利益準備金 金0円
- (4) その他利益剰余金 会社計算規則に則り金額は甲が決定するものとする。

（合併承認総会等）

第4条 甲は、会社法第796条2項の規定により、乙は会社法第784条1項の規定により本契約についてそれぞれ株主総会による承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下、「効力発生日」という）は2022年4月1日とする。但し、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲および乙が協議してこれを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は2022年3月31日現在の財産目録、貸借対照表、その他同日の計算に基づく資産、負債および権利義務一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（善管注意義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、予め甲、乙協議し合意のうえ、

これを行う。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、同日に在籍する乙の従業員を全員引き継ぐ。従業員に関する取扱いのうち、勤続年数については乙における計算方式による年数を通算し、その他については甲、乙協議して決定する。

(甲の役員の任期)

第9条 甲は、本合併に際し新たに取締役を選任しない。

2 本合併前に就任している甲の取締役および監査役の任期は、本合併によって何らの影響を受けないものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地変その他の事由により甲または乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じ、若しくは重大な瑕疵が発見された場合は、本契約を解除、または相手方と協議のうえ、合併条件を変更することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲および乙が誠意をもって協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲および乙は記名捺印のうえ、1通を保有する。

2021年11月4日

甲 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
品川リファクトリーズ株式会社
代表取締役 藤原 弘之



乙 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
帝国窯業株式会社
代表取締役 森田 明宏



(別紙2)

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、前期末より顕在化してきた新型コロナウイルスの感染拡大に対する緊急事態宣言の発出と解除が繰り返され、感染収束への見通しが立たない中で推移しました。

期半ばより、製造業を中心に景気回復に向けた明るさが垣間見える状況になってきたものの、期末にかけて変異型ウイルスによる感染再拡大の様相を見せており、先行きには不透明感が漂っております。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、下期からの自動車等を中心とした鉄鋼需要の回復があったものの、上期の落ち込みを取り戻すには至らず、通期の国内粗鋼生産量は、10年ぶりに1億トンを下回った前期と比較し、15.9%減少の8,279万トンとなりました。

こうした厳しい状況下ではありますが、当社グループは第4次中期経営計画(2018年度~2020年度)の最終年度にあたる2020年度において、今中期の主要課題である「非鉄・セメントユーザー等の未開拓分野への新規参入」に関して更に注力し、新型コロナウイルスの感染拡大により景気が後退局面にある中で収益維持に努めてまいりました。

当期の連結成績につきましては、国内粗鋼生産量の減少による耐火物販売数量の減少と製鉄所構内のメンテナンス作業売上の減少等によって、売上高は999億69百万円と前期に比べ190億4百万円(16.0%)の大幅な減少となりました。

損益面では、耐火物販売数量の減少による影響が大きく、営業利益は72億85百万円と前期に比べ23億12百万円(24.1%)、経常利益82億20百万円と前期に比べ16億23百万円(16.5%)のそれぞれ減益となりました。また、愛知県名古屋市の賃貸物件を主とした固定資産減損損失33億84百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は21億14百万円と前期に比べ34億36百万円(61.9%)の減益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、国内粗鋼生産量の減少により耐火物販売数量が減少したこと等により、当期の売上高は766億48百万円と132億81百万円（14.8%）の減収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、国内粗鋼生産量の減少による、製鉄所構内メンテナンス作業売上の減少と、前期に計上した大型建設工事の売上の影響等により、当期の売上高は215億5百万円と55億69百万円（20.6%）の減収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等事業につきましては、契約満了による一部物件の賃貸契約終了と、新規賃貸契約への移行を行ったこと等により、当期の売上高は18億14百万円と1億54百万円（7.8%）の減収となりました。

セグメント	売上高 (百万円)			
	前期 (2020年3月期)	構成比	当期 (2021年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	89,930	75.6%	76,648	76.7%
エンジニアリング	27,074	22.8	21,505	21.5
不動産・レジャー等	1,968	1.7	1,814	1.8
合計	118,973	100.0	99,969	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、34億26百万円であります。

その主なものは次の通りです。

イソライトイースタンユニオン	リフラクトリーズ	カンパニーリミテッド	新工場建屋	2億47百万円
当社	西日本工場岡山製造部	AGV (無人搬送車)		1億69百万円
当社	倉敷事業所	製鉄所構内修理設備		1億27百万円

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、新規感染に占める変異株による感染割合が増加している状況であり、ワクチン接種の進行によって一部先進国の経済活動には復調の兆しが見えつつあるものの、世界経済の回復には時間を要する見込みであります。

当社グループの今後の状況につきましては、2019年度から2年連続して1億トンを下回った国内粗鋼生産量は、2021年度にやや回復を見せるものの、大手高炉メーカーを中心に、高炉等主要設備の休止を前倒しで行う動きが生じていることから、耐火物業界にも大きな影響が生じる可能性が高く、予断を許さない情勢にあると認識しております。

こうした中、当社グループは第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定し、次に掲げる主要課題に対して注力してまいります。

①競争力強化策の成果の最大化

- 既存のお客様への拡販活動と、新規分野へのグループ連携による取組み強化
- 現地生産体制の拡充を含めた海外ビジネスの強化・拡大
- 新商品・新技術開発のための体制とコストダウンへの取組みの強化

②不定形商品の更なる競争力強化

不定形商品の競争力強化に向けた活動の重点実施

③新規ビジネス領域探索の本格化

次期中期経営計画以降のさらなる成長性・経営の安定化を追求するための、既存事業（耐火物、断熱材）以外の新領域への本格的な取組み

国内鉄鋼需要の漸減下という環境認識においても耐火物需要捕捉の最大化に努め、安定した収益を確保するとともに、これまで培った企業体力や競争力を最大限に生かしながら、将来の成長に資する施策を果敢に実行することで、最終年度である2023年度において、過去最高の業績レベルである「連結売上高1,150億円 連結経常利益115億円（ROS 10%）」の達成を目指してまいります。

また、将来の成長を目指すと同時に、株主の皆様への利益還元を今後さらに充実させることが重要であることから、本中期経営計画期間の配当方針として、配当性向30%を目途とさせていただきます。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第184期 (2018年3月期)	第185期 (2019年3月期)	第186期 (2020年3月期)	第187期 (2021年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	102,749	119,067	118,973	99,969
経常利益	(百万円)	6,322	10,659	9,844	8,220
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,419	6,225	5,550	2,114
1株当たり当期純利益	(円)	364.90	666.68	594.37	226.29
純資産	(百万円)	57,470	62,385	66,714	70,333
総資産	(百万円)	106,479	111,227	110,247	110,205
1株当たり純資産額	(円)	5,354.09	5,825.89	6,211.92	6,492.30

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第184期につきましては連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱れんが、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本 社：東京都千代田区
営業所・事業所：鹿嶋、千葉、川崎、大阪、神戸、加古川、倉敷、福山
工 場：いわぎ、銚田、赤穂、備前、倉敷

② 重要な子会社

イソライト工業株式会社：大阪、愛知、石川、千葉
株式会社セラテクノ：兵庫、岡山
品川ファインセラミックス株式会社：岡山、神奈川
瀋陽品川冶金材料有限公司：中国
シナガワリフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア
シナガワアドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.：米国
遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,145名	55名減
エンジニアリング	622名	11名増
不動産・レジャー等	12名	5名減
全社（共通）	59名	11名増
合計	2,838名	38名減

(注) 当社の従業員数は1,183名（前期末比8名減少）であります。

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
三井住友信託銀行株式会社	3,653百万円
株式会社みずほ銀行	2,622
株式会社三井住友銀行	2,394
株式会社七十七銀行	1,470

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 55.3	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売、 耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である品川ロコー株式会社は、2021年4月1日付で品川工事株式会社の全株式を取得して同社を完全子会社としました。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 37,700,000株

(2) 発行済株式の総数 9,429,366株

(3) 当事業年度末の株主数 4,080名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
JFEスチール株式会社	3,181	34.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	367	3.9
株式会社神戸製鋼所	352	3.8
三井住友信託銀行株式会社	326	3.5
富国生命保険相互会社	200	2.1
岡山エスエス会	174	1.9
株式会社みずほ銀行	170	1.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	153	1.6
品川リフラクトリーズ社員持株会	150	1.6
株式会社三井住友銀行	150	1.6

(注) 持株比率は自己株式（82千株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く)	7,670	5
(うち社外取締役)	(0)	(0)
取締役 (監査等委員)	499	1
(うち社外取締役)	(0)	(0)
合計	8,169	6
(うち社外役員)	(0)	(0)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項 (2)取締役の報酬等」に記載しております。

3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 弘	CEO
取締役専務執行役員	金 重 利 彦	営業部門担当兼国内営業本部長
取締役常務執行役員	斎 藤 敬 治	生産部門、調達センター、安全環境部担当
取締役常務執行役員	加 藤 健	管理部門担当
取締役常務執行役員	黒 瀬 芳 和	エンジニアリング事業部担当 品川ロコー株式会社代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	市 川 一	
取締役 (監査等委員)	豊 泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 三菱石油株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐 藤 正 典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)市川 一氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、中島 茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、岡 弘、金重利彦、斎藤敬治、加藤 健、黒瀬芳和の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、市川一氏が常勤の監査等委員として選定されております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該決定方針が相当であると判断しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、取締役（監査等委員を除く）の取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施いたしました。

当該役員報酬制度の見直しを行うにあたり、固定報酬と業績連動報酬のバランス等を勘案しつつ、柔軟に取締役の報酬制度を設計するために、資格別に月額報酬及び賞与を支給することとしました。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。

なお、当該役員報酬制度の見直しにより、月額報酬：賞与：株式報酬の割合が、社長で概ね75%：15%：10%になるように設定しています。

2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しについて2020年5月13日開催の監査等委員会において、監査等委員の協議により決定しました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	9	179	38	17	235
取締役 (監査等委員)	5	61	—	1	62
(うち社外取締役)	(3)	(34)	(—)	(—)	(34)
合計	14	240	38	18	297
(うち社外役員)	(3)	(34)	(—)	(—)	(34)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名 (うち取締役 (監査等委員) 1名) を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は5百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
3. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は20百万円 (取締役 (監査等委員を除く) 16百万円、取締役 (監査等委員) 3百万円) であり、上記基本報酬に含まれております。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は単体経常利益であり、その実績は前々年度の単体経常利益66億円及び前年度の単体経常利益62億円であります。当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して単体経常利益 (億円) ÷ 40 を乗じたもので算定されております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度宙に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に」記載しております。
6. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額23百万円以内、株式数の上限を年23千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
7. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3百万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。
8. 当社は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、取締役に對し、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することと決議いただいております。上記3. の役員退職慰労引当金繰入額は、当事業年度に係る2020年6月26日開催の第186回定時株主総会決議までの期間の費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役 監査等委員	豊 泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
		三愛石油株式会社社外監査役 当社と三愛石油株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐 藤 正 典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
豊 泉 貴太郎	当事業年度開催した取締役会13回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
佐 藤 正 典	当事業年度開催した取締役会13回のうち13回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
中 島 茂	当事業年度開催した取締役会13回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	58百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対しての対価を支払っております。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
- 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
- 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
- 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
- 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
- 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。
- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
 - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
 - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
 - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下の通りです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うと共に、併せて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを遵守することを当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>）に掲載する2020年5月14日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,654	流動負債	35,149
現金及び預金	13,713	支払手形及び買掛金	12,338
受取手形及び売掛金	30,552	電子記録債務	1,292
電子記録債権	3,207	短期借入金	13,164
有価証券	2,004	リース債務	30
商品及び製品	9,376	未払金	1,173
仕掛品	5,625	未払費用	1,742
原材料及び貯蔵品	6,114	未払法人税等	1,004
その他	1,083	未払消費税等	372
貸倒引当金	△22	賞与引当金	1,323
固定資産	38,550	環境対策引当金	11
有形固定資産	27,740	工事損失引当金	24
建物及び構築物	9,390	事業構造改善引当金	168
機械装置及び運搬具	6,614	1年内返還予定の預り保証金	1,506
土地	8,767	その他	996
リース資産	49	固定負債	4,722
建設仮勘定	2,324	長期借入金	468
その他	593	リース債務	20
無形固定資産	519	繰延税金負債	906
投資その他の資産	10,290	役員退職慰労引当金	199
投資有価証券	7,437	環境対策引当金	44
繰延税金資産	294	退職給付に係る負債	2,183
退職給付に係る資産	1,580	長期預り保証金	465
その他	1,173	資産除去債務	102
貸倒引当金	△195	その他	332
資産合計	110,205	負債合計	39,872
		(純資産の部)	
		株主資本	59,267
		資本金	3,300
		資本剰余金	5,157
		利益剰余金	51,089
		自己株式	△280
		その他の包括利益累計額	1,413
		その他有価証券評価差額金	1,807
		為替換算調整勘定	△36
		退職給付に係る調整累計額	△357
		非支配株主持分	9,653
		純資産合計	70,333
		負債純資産合計	110,205

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		99,969
売上原価		80,016
売上総利益		19,952
販売費及び一般管理費		12,666
営業利益		7,285
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	191	
為替差益	36	
保険配当金	56	
助成金収入	517	
持分法による投資利益	23	
その他	284	1,137
営業外費用		
支払利息	105	
固定資産税	39	
その他	57	202
経常利益		8,220
特別利益		
固定資産売却益	20	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	10	31
特別損失		
固定資産処分損	386	
投資有価証券評価損	4	
減損損失	3,384	
新型コロナウイルス感染症による損失	11	
その他	52	3,839
税金等調整前当期純利益		4,413
法人税、住民税及び事業税	1,806	
法人税等調整額	△485	1,321
当期純利益		3,092
非支配株主に帰属する当期純利益		977
親会社株主に帰属する当期純利益		2,114

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 期首残高	3,300	5,170	50,066	△307	58,228
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,027		△1,027
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,114		2,114
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		△9		27	18
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△3			△3
連結範囲の変動			△63		△63
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△12	1,023	27	1,038
2021年3月31日 期末残高	3,300	5,157	51,089	△280	59,267

	その他の包括利益累計額				非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日 期首残高	445	△35	△629	△219	8,705	66,714
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,027
親会社株主に帰属する当期純利益						2,114
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△3
連結範囲の変動	△1			△1		△64
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,362	△1	272	1,633	948	2,581
連結会計年度中の変動額合計	1,361	△1	272	1,632	948	3,618
2021年3月31日 期末残高	1,807	△36	△357	1,413	9,653	70,333

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,260	流動負債	26,211
現金及び預金	6,019	電子記録債務	1,029
受取手形	1,254	買掛金	9,013
電子記録債権	2,170	短期借入金	8,930
売掛金	20,763	1年内返済予定の長期借入金	2,210
有価証券	1,999	未払金	891
商品及び製品	5,711	未払費用	850
仕掛品	1,938	未払法人税等	579
半成工事	2,519	未払消費税等	52
原材料及び貯蔵品	3,079	前受金	445
前払費用	48	賞与引当金	584
未収入金	1,387	環境対策引当金	11
関係会社短期貸付金	168	工事損失引当金	24
その他	205	1年内返済予定の預り保証金	1,506
貸倒引当金	△6	その他	81
固定資産	30,697	固定負債	2,963
有形固定資産	16,879	繰延税金負債	860
建物	6,048	退職給付引当金	1,299
構築物	432	役員退職慰労引当金	159
機械及び装置	3,325	環境対策引当金	41
車両運搬具	232	長期預り保証金	258
工具、器具及び備品	162	資産除去債務	102
原料地及び山林	166	長期未払金	240
土地	5,976		
建設仮勘定	534	負債合計	29,175
無形固定資産	171	(純資産の部)	
ソフトウェア	160	株主資本	47,218
その他	11	資本金	3,300
投資その他の資産	13,645	資本剰余金	5,032
投資有価証券	5,998	資本準備金	635
関係会社株式	5,001	その他資本剰余金	4,396
関係会社出資金	965	利益剰余金	39,165
関係会社長期貸付金	224	利益準備金	825
前払年金費用	1,178	その他利益剰余金	38,340
その他	384	固定資産圧縮積立金	1,951
貸倒引当金	△107	別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	31,389
		自己株式	△280
		評価・換算差額等	1,564
		その他有価証券評価差額金	1,564
資産合計	77,957	純資産合計	48,782
		負債純資産合計	77,957

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		67,013
売上原価		56,860
売上総利益		10,152
販売費及び一般管理費		6,603
営業利益		3,549
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	870	
為替差益	32	
保険配当金	56	
助成金収入	285	
その他	76	1,324
営業外費用		
支払利息	49	
固定資産税	30	
その他	12	92
経常利益		4,781
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	366	
減損損失	3,321	
投資有価証券評価損	4	
その他	10	3,702
税引前当期純利益		1,082
法人税、住民税及び事業税	839	
法人税等調整額	△796	43
当期純利益		1,038

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金				
2020年4月1日 期首残高	3,300	635	4,405	825	2,049	5,000	31,279	△307	47,188	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の横立					1		△1		—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△100		100		—	
剰余金の配当							△1,027		△1,027	
当期純利益							1,038		1,038	
自己株式の取得								△0	△0	
譲渡制限付株式報酬			△9					27	18	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									—	
事業年度中の変動額合計	—	—	△9	—	△98	—	109	27	29	
2021年3月31日 期末残高	3,300	635	4,396	825	1,951	5,000	31,389	△280	47,218	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日 期首残高	331	331	47,519
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の横立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△1,027
当期純利益			1,038
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,233	1,233	1,233
事業年度中の変動額合計	1,233	1,233	1,262
2021年3月31日 期末残高	1,564	1,564	48,782

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出博男[Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 芦川 弘[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出博男®

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 芦川 弘®

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第187期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 市川 一 ㊟

監査等委員 豊泉 貫太郎 ㊟

監査等委員 佐藤 正典 ㊟

監査等委員 中島 茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貫太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

持分法適用関連会社の名称

イソライト ファンシン (タイワン) Co.,Ltd.

I T M - U N I F R A X 株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株イソライトライフ)及び関連会社(済南魯東耐火材料有限公司他3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち瀋陽品川冶金材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty, Ltd.、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.、PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア、シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.、遼寧品川和豊冶金材料有限公司及び他6社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

(当社及び国内連結子会社)

建物の一部、当社の西日本工場各製造部の一部、エンジニアリング事業部各事業所の一部、一部の国内連結子会社、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(在外連結子会社)

定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 投資その他の資産

長期前払費用については、定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当連結会計年度未要支給額の総額を計上しております。

④ 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込み額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年、ただしイソライト工業㈱は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。またそれぞれの手段において特例処理または振当処理の要件を満たさない場合は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産等の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(たな卸資産の評価)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当年度の連結計算書類に計上したたな卸資産21,116百万円には、当社の保有する耐火物及び関連製品セグメントに属する製品3,670百万円が含まれており、総資産の3%を占めております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

たな卸資産の評価基準は主として原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

また、長期間にわたって未販売となっている在庫等(以下、滞留在庫)が生じた場合には、過去の販売実績等から将来の販売可能性を判断し、帳簿価額の切下げの可否を検討しております。販売可能性が無いと判断した滞留在庫の処分可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を処分可能価額まで減額し、当該減少額を売上原価として計上しております。

耐火物及び関連製品セグメントの製品(以下、耐火物等)の将来の受注は、耐火物等を取り巻く経営環境に大きく影響を受けており、鉄鋼の国内需要低下に伴い大手製鉄所が生産調整や稼働停止をした場合や国内外の競合他社との競争が激化することで、経営者がコントロール不能な要因によって大きく変動する可能性があるため、その予測には高い不確実性を伴います。このため、たな卸資産の評価の主要な仮定である将来の受注見込みの予測は、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. たな卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	338百万円
土地	1,183
計	<u>1,522</u>

上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定額含む）	667百万円
1年内返還予定の預り保証金	1,506
計	<u>2,174</u>

4. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 80,876百万円

5. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額 42百万円

6. 偶発債務

受取手形裏書譲渡高 114百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 減損損失の内容

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当連結会計年度におきまして愛知県名古屋市で営業しておりました賃貸物件（ショッピングセンター用地及び建物他）に関して、2020年10月22日開催の当社取締役会において賃借人からの中途解約の申し入れ受諾と今後の土地活用の方針を決議いたしました。これにより中途解約後に撤去を予定している賃貸物件等（建物他）の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。なお、当該資産グループの固定資産の回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

また当社西日本工場赤穂製造部の土地の一部について、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対象と所在地	用途	種類	減損損失 (百万円)
ショッピングセンター (愛知県名古屋市)	賃貸物件	建物等	3,314
レジャー施設 (愛知県名古屋市)	事業資産	建物等	63
西日本工場赤穂製造部 (兵庫県赤穂市)	遊休資産	土地	6
		合計	3,384

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額を基に算定しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	9,429千株	－千株	－千株	9,429千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	90千株	0千株	8千株	82千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通 株式	606	65.0	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月5日 取締役会	普通 株式	420	45.0	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	607	65.0	2021年3月31日	2021年6月30日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差 額
(1) 現金及び預金	13,713	13,713	—
(2) 受取手形及び売掛金 (* 2)	30,530	30,530	—
(3) 電子記録債権	3,207	3,207	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,271	9,271	—
(5) 支払手形及び買掛金	(12,338)	(12,338)	—
(6) 電子記録債務	(1,292)	(1,292)	—
(7) 短期借入金	(10,385)	(10,385)	—
(8) 長期借入金	(3,247)	(3,246)	1
(9) デリバティブ取引	4	4	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりますが、これは(7) 短期借入金には含めず(8) 長期借入金に含めて表示しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりませんが、これについては、(8) 長期借入金に含めて表示しております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	171
関係会社出資金	306

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
4,858	17,524

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,492円30銭
1株当たり当期純利益	226円29銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による株式の取得)

当社の連結子会社である品川ロコー株式会社は、2021年4月1日付で品川工事株式会社の全株式を取得して同社を完全子会社としました。

1. 企業結合の概要

(1) 取得企業及び被取得企業の名称及び事業の内容

取得企業の名称 品川ロコー株式会社

事業の内容 工業窯炉の築造及び修理

被取得企業の名称 品川工事株式会社

事業の内容 工業窯炉・焼却炉等の築造及び修理

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループのエンジニアリング事業における今後の受注拡大に向けて、両社の持つ長所を活用することでシナジーの創出が見込まれるため、株式を取得いたしました。

(3) 企業結合日

2021年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

品川ロコー株式会社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳現時点では確定していません。

XI. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

連結子会社間の吸収合併

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	イソライト工業株式会社
事業の内容	耐火物及び耐火断熱繊維等の製造・販売
被結合企業の名称	株式会社ITM
事業の内容	耐火断熱繊維の製造・販売

(2) 企業結合日

2020年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

イソライト工業株式会社を存続会社、株式会社ITMを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

イソライト工業株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループでは、耐火断熱材関連事業をグローバルに展開しており、人材、設備、技術、資金などすべての経営資源を集中し、より効率的な事業運営と両社のシナジーを最大限に発揮することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

XII. 追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の変動は、2021年度以降緩やかに回復が進んでいくものと仮定し、固定資産の減損損失および繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴うため、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化することで、経済の減速或いは後退により国内粗鋼生産量が著しく減少した場合には、当社及び連結子会社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については先入先出法、半成工事について個別法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物の一部、西日本工場各製造部の一部、エンジニアリング事業部各事業所の一部、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産

長期前払費用について、定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当事業年度末要支給額の総額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込み額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

また為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。

またそれぞれの手段において特例処理または振当処理の要件を満たさない場合は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合には、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産等の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. たな卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	0百万円
構築物	0
土地	469
計	<u>469</u>

上記に対する債務

1年内返還予定の預り保証金	<u>1,506百万円</u>
計	1,506

4. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 45,345百万円

5. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳累計額 42百万円

6. 偶発債務

下記会社の金融機関等からの借入債務につき、保証を行っております。

遼寧品川和豊冶金材料有限公司	42百万円	(うち42百万円は根保証)
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	320	(うち320百万円は根保証)
計	<u>363</u>	(うち363百万円は根保証)

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,334百万円
長期金銭債権	224
短期金銭債務	2,107

V. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 関係会社との取引高

売上高	38,494百万円
仕入高	8,622
営業取引以外の取引高	791

3. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当事業年度におきまして愛知県名古屋市中で営業しておりました賃貸物件（ショッピングセンター用土地及び建物他）に関して、2020年10月22日開催の当社取締役会において賃借人からの中途解約の申し入れ受諾と今後の土地活用の方針を決議いたしました。これにより中途解約後に撤去を予定している賃貸物件（建物他）の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。なお、当該資産グループの固定資産の回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

また西日本工場赤穂製造部の土地の一部について、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対象と所在地	用途	種類	減損損失 (百万円)
ショッピングセンター (愛知県名古屋市)	賃貸物件	建物等	3,314
西日本工場赤穂製造部 (兵庫県赤穂市)	遊休資産	土地	6
		合計	3,321

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額を基に算定しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 82千株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	211百万円
役員退職慰労引当金	48
退職給付引当金	395
減損損失	1,115
減価償却超過額	84
関係会社株式評価損	722
関係会社出資金評価損	53
会員権評価損	48
工事損失引当金	7
未払事業税	33
その他	200
繰延税金資産小計	<u>2,922</u>
評価性引当額	<u>△932</u>
繰延税金資産合計	<u>1,989</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△854百万円
その他有価証券評価差額金	△684
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△936
前払年金費用	△358
その他	△15
繰延税金負債合計	<u>△2,850</u>
繰延税金負債の純額	<u>△860百万円</u>

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の関係 会社	J F E スチール 株式会社	(被所有) 直接 34.1%	築炉工事の納入 先・当社製品の 販売先	築炉工事の納 入・当社製品 の販売 (注)	36,057	売掛金	10,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 5,219円31銭

1株当たり当期純利益 111円17銭

Ⅹ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅻ. 追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の変動は、2021年度以降緩やかに回復が進んでいくものと仮定し、固定資産の減損損失および繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴うため、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化することで、経済の減速或いは後退により国内粗鋼生産量が著しく減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。